

今後検討すべき試験科目等について（たたき台のイメージ①）

資料2

旧試験

第1次	筆記 (1日間)	必須科目	国語、数学	各100点
			外国語（英語）、論文	

計400点

第2次試験	短答式 (1日間)	必須科目	会計学 (簿記、財務諸表論 原価計算、監査論)	100点
			商法	
	論文式 (3日間)	必須科目	会計学 (簿記、財務諸表論 原価計算、監査論)	800点 (各200点)
			商法	
選択科目 (2科目)	経営学、経済学、民法	1科目 200点		

計1500点

第3次試験	筆記 (2日間) + 口述	必須科目	監査実務	400点
			会計実務、税実務	700点
			分析実務	400点
			論文	200点

計1700点

現行試験

短答式 試験 (1日間)	必須科目	財務会計論	200点
		管理会計論	100点
		監査論	100点
		企業法	100点

※年2回実施

計500点

論文式 試験 (3日間)	必須科目	会計学 (財務会計論、管理会計論)	300点
		監査論	100点
		企業法	100点
		租税法	100点
	選択科目 (1科目)	経営学、経済学	100点
		民法、統計学	

計700点

修了考査 (2日間)	必須科目	監査	300点
		会計	300点
		税	300点
		経営 (IT)	200点
		法規及び論理	100点

計1200点

新試験

一段階目 の試験 (短答式)	・幅広い基礎知識や教養の習得の有無を判定する試験とする。 ・国際教育基準で定められている内容を含める。 ・勉強の負担を軽くするため、専門科目は限定。	
	必須科目	会計学
選択科目	・以下の分野から出題される〇〇題中、 △△題を選択して解答 (経済学、経営学(ファイナンスを含む)、時事) 会社法、IT、英語、法人税法	

※国際教育基準で定められている内容

- ・会計、ファイナンス及びその関連知識
- ・企業等の組織及びビジネスの知識
- ・ITの知識及び能力

二段階目 の試験 (論文式 + 短答式)	・専門科目に特化して、深い専門知識と高度な応用能力の有無を判定する試験とする。	
	必須科目	会計学
		監査論 (倫理及び公認会計士法を含む)
		企業法
租税法		

修了考査 又は 三段階目 の試験	・実務能力の有無を判定する考査 (又は試験) とする。	
	必須科目	監査実務 (法規及び倫理を含む) 税実務

今後検討すべき試験科目等について（たたき台のイメージ②）

旧試験

第1次	筆記 (1日間)	必須科目	国語、数学	各100点
			外国語（英語）、論文	

計400点

第2次試験	短答式 (1日間)	必須科目	会計学 〔簿記、財務諸表論〕 原価計算、監査論	100点
			商法	
	論文式 (3日間)	必須科目	会計学 〔簿記、財務諸表論〕 原価計算、監査論	800点 (各200点)
			商法	
選択科目 (2科目)	経営学、経済学、民法	1科目 200点		

計1500点

第3次試験	筆記 (2日間) + 口述	必須科目	監査実務	400点
			会計実務、税実務	700点
			分析実務	400点
			論文	200点

計1700点

現行試験

短答式 試験 (1日間)	必須科目	財務会計論	200点
		管理会計論	100点
		監査論	100点
		企業法	100点

※年2回実施

計500点

論文式 試験 (3日間)	必須科目	会計学 (財務会計論、管理会計論)	300点
		監査論	100点
		企業法	100点
		租税法	100点
	選択科目 (1科目)	経営学、経済学 民法、統計学	100点

計700点

修了考査 (2日間)	必須科目	監査	300点
		会計	300点
		税	300点
		経営 (IT)	200点
		法規及び論理	100点

計1200点

新試験

一段階目 の試験 (短答式)	・ 専門科目の基礎知識の習得の有無を判定する試験とする。 ・ 企業実務家として求められる科目に限定。	
	必須科目	会計学
		企業法 法人税法

二段階目 の試験 (論文式 + 短答式)	・ 幅広い教養の習得と、深い専門知識と高度な応用能力の有無を判定する試験とする。 ・ 国際教育基準で求められている内容を含める。	
	必須科目	会計学 監査論（倫理及び公認会計士法を含む） 租税法
		選択科目

※国際教育基準で求められている内容
・ 会計、ファイナンス及びその関連知識
・ 企業等の組織及びビジネスの知識
・ ITの知識及び能力

修了考査 又は 三段階目 の試験	・ 実務能力の有無を判定する考査（又は試験）とする。	
	必須科目	監査実務（法規及び倫理を含む） 税実務